

学校法人加計学園役員及び職員の退職功労金支給基準

(目的)

第1条 この支給基準は、学校法人加計学園寄附行為施行細則第5条及び学校法人加計学園就業規則第66条の規定に基づく退職功労金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 退職功労金支給の対象者は以下いずれかに該当する者とする。

- 1) 学校法人加計学園に在職した職員で在職中その功労が特に顕著であった者
- 2) 理事長が、特別に功労があったと認める者

(退職功労金額の算定方法)

第3条 退職功労金の額の算定方法は別表1を基準として功労の内容により増減調整を行い、理事会で決定する。

(支給方法)

第4条 退職功労金の支給は退職後2ヶ月以内に支給するものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この支給基準の改廃は、理事会の議決により行う。

別表1 退職功労金の算定方法

区分		報酬月額 × 年数 × 係数		
1	職員	月額基本給	× 勤務年数	× 10/100
2	役員	月額役員報酬額	× 役員在任年数	× 50/100

※1.職員の基本給は定年前減額調整される前の金額とする。

※2.在任年数は1ヶ年単位とし、端数は切り捨てる。

※3.役員を兼務した職員は別表1の区分1で求めた額に区分2で求めた額を加算する。

附 則 (令和6年5月27日 第4回理事会)

この支給基準は、令和6年5月27日から施行する。